

児童虐待死亡事案検証報告書について（概要版）

今夏、福山市で発生した児童虐待による死亡事案を受け設置した外部の有識者8名からなる「広島県東部こども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会」において、事案の検証とこれを踏まえた今後の児童虐待相談援助のあり方を次のとおり取りまとめられた。

1 事案の概要

県東部こども家庭センター（以下センター）で相談を受けていた女児（当時2歳、H20年8月～H21年12月まで乳児院に入所）が平成22年8月31日、救急搬送された病院で死亡。女児の身体に複数のあざがあつたため、病院が警察及びセンターに通報した。虐待の疑いで捜査が行われ、9月10日、養父（当時20歳）及び実母（当時21歳）が傷害致死の疑いで逮捕された。

2 検証の方法

- (1) センター及び関係機関（福山市、岡山市こども総合相談所）の記録、関係書類の精査により当該事案への対応の事実確認や児童虐待相談対応の把握を行った。
- (2) 当該事案に関係していた機関の関係者（センター、福山市、保育所職員）からのヒアリングにより事実確認を行った。
- (3) 検証に必要と思われる分野の有識者及び虐待対応関係機関等（法医学医、県警本部、広島市、県教育委員会）からの意見聴取により専門知識の共有、虐待相談に対する援助の現状把握を行った。

3 事案の検証結果

センターは、頻繁に訪問や面接を続けながら、本児の安全確保を図るため、職権一時保護を視野に入れて保育所に入所させ、本児の身体チェックを行う体制をとるといった対応を、福山市と連携しながら迅速に進めていた。これらの対応は、現行の処理基準等に沿つたものであった。

しかしながら、父母が虐待の事実を隠しながら、センターの指導に乗っているようにみせていたこともあり、虐待の判断に必要な医師の診断、発育データなどの客観的情報を得にくい状況であったため、虐待の実態を迅速かつ適切に判断するには、非常に困難さを伴う事案であった。

4 再発防止に向けた取組への提言

- (1) 児童の安全確保を最優先とする取組を行うためのしくみづくり
 - ① 専門医等による虐待診断のシステム化
 - ② リスクアセスメントの強化及び迅速な職権一時保護に向けたしくみづくり
- (2) 関係機関との連携強化と役割分担
 - ① 関係機関との早期連携及び関係機関ネットワークの活用
 - ② 虐待対応に係る根本的な役割分担の見直し
- (3) 虐待相談対応機関の体制強化
 - ① センターの体制強化及び専門性の向上
 - ② 市町児童相談窓口の機能強化及び人材育成
 - ③ 児童福祉施設等社会資源の活用
- (4) 虐待の予防に向けた取組強化
 - ① 妊娠・出産期からの継続したきめ細かな支援
 - ② 要支援家庭に対する継続的なきめ細かな支援
 - ③ 虐待通告の重要性の周知の強化、気軽に相談できる窓口の設置